

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 八七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 八七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 八七
- 土地改良法により換地計画を定めた件二件 八七
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 八八
- ダイオキシソ類土壌汚染対策計画を定めた件 八九
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 八九
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 八〇
- 砂利採取業務主任者試験の合格者を公告する件 八〇
- 一般競争入札を行う件 八〇

公 告

- 道路の区域を変更する件二件 八八
- 都市計画を変更した件 八九

告 示

福島県告示第八百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十二月七日から平成二十年一月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

若宮ショッピングセンター 二本松市若宮二丁目九十五番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要

1 県道須賀川・二本松線は二本松市の中心市街地を東西に走る主要路線であり、中心市街地と東北自動車道二本松インターチェンジを結んでおり、特に朝夕は通勤等の通過車両や歩行者も多い。このことから、安全を確保するため、繁忙期に限らず朝夕の通過交通や歩行者の多い時間帯においても交通誘導員を配置するなどの安全対策に配慮すること。

2 歩行者通路が狭い上に駐車スペースNo.34及びNo.39との間隔が狭いため危険が予想されることから、歩行者通路の幅員を広げ、駐車スペースから距離を置くなどの対策を講じること。また、場内の通過車両との間隔が狭いため危険が予想されることから車両誘導の路面表示などによる安全対策を講じること。

3 周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立て人及び関係機関の要請・指導等に対し、誠意を持って対処すること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、そうま土地改良区から平成十九年十一月五日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年十一月二十九日認可した。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、河東西部地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業変更計画書の写し

三 縦覧の期間

平成十九年十二月十日から
平成二十年一月四日まで (二十六日間)

四 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、天満地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次の

とおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十日から

平成二十年一月四日まで

(二十六日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、天井沢地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十日から

平成二十年一月四日まで

(二十六日間)

三 縦覧の場所

喜多方市役所

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字梁取字城下二八四、二八五、二八六の一、二八六の二、二八七から二九一まで、二九二の一から二九二の一七まで、字庄右エ門林二九〇の一八、二二九〇の四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	石川郡玉川村大字南須 釜字滝作三七番二一六 地先から 同 郡同 村大字南須 釜字千五沢一番三地先 まで	変更前	A 八・〇〇 一六・〇〇	一九二・〇
		変更後	A 八・〇〇 二八・五〇 B 九・〇〇 一六・〇〇	一九二・〇 一九七・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成十九年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道荒井 郡山線	郡山市富久山町久保田 字乙高九七番一地先か ら 同 市赤木町五〇番一 地先まで	変更前	A 五・七 一・二・二	五〇〇・四
	郡山市富久山町久保田 字乙高九七番一地先か ら 同 市赤木町五〇番一 地先まで	変更後	A 五・七 一・二・二	五〇〇・四
	同 市富久山町久保田 字乙高九七番一地先か ら 同 市若葉町二七五番 一地先まで		B 八・〇 三・七・六	五三〇・二

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第八百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、喜多方都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画から除外された土地の区域
 - 二 喜多方市字町田下の一部の区域
 - 三 都市計画を変更した土地の区域
 - 四 喜多方市字町田下及びび字町田の各一部の区域
- 縦覧に供する図書
縦覧場所
総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査グループ

(都市領域都市計画グループ)

公 告

公告第六百七十六号

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十一条第一項の規定に基づき、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 対策計画の名称
双葉郡大熊町大字小入野字東平地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画
- 二 事業の実施地域
ダイオキシン類土壤汚染対策地域を指定した件(平成十九年福島県告示第六十八号)により指定したダイオキシン類土壤汚染対策地域の全域
- 三 事業の内容
事業の実施地域のダイオキシン類による汚染土壌を掘削により除去し、良質土で埋め戻す。掘削した汚染土壌の処分は、ダイオキシン類による汚染の程度により管理型最終処分場に埋立処分を行うか、又は産業廃棄物中間処理施設において焼却処理によりダイオキシン類を無害化し、管理型最終処分場に埋立処分を行う。
- 四 事業費の額
二億六千八百一十二万円
- 五 事業を実施する者
大熊町

(環境保全領域大気環境グループ)

公告第六百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	事業所の所 在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
ケアホーム すみれ	グループ ホームケ	白河市みさ か二二三九	特定非 営利活	福島県白河 市北堀切六	共同生活 介護	知的障害者

アホーム すみれ	—七	動法人 遊遊ク ラブ	四
-------------	----	------------------	---

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 小野 善男

住所

双葉郡双葉町大字上羽鳥字大道三五〇番地の二

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第六百七十九号

平成十九年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。
平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

二 五 九 一〇 一一

二四 二八 三〇 三八 四一

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第六百八十号

ノートパソコンの購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成十九年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量

ノートパソコン 百九台

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十年二月二十九日

4 納入場所 警察本部情報管理課(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件(平成十七年福島県告示第七百五十四号)第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。
なお、平成十九年十二月十九日(水)までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四—五二—七五六一

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月十四日(金)午後一時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月二十七日(木)午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）